

投資主各位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
アドバンス・レジデンス投資法人
執行役員 樋口 達

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご記入いただき、2023年10月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、規約第14条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人の規約抜粋)

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
 - (6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。

本投資法人のウェブサイト
<https://www.adr-reit.com>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月26日（木曜日）午前10時00分
（受付開始予定時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- （お願い）◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人がご出席の場合は、議決権行使書面とともに委任状を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は、本投資法人の規約第12条第1項により、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名に限ります。
 - ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、本投資法人提案については賛の表示があったものとしてお取扱いいたします。
 - ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である伊藤忠リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法
電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の本投資法人のウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）（以下「整備法」といいます。）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき同日をもって本投資法人の規約に投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、確認的にその旨を規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定める範囲に限定できる旨を規定するものであります（変更案第9条第5項及び第6項）。
- (2) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫から融資を受けることも想定されるところ、そのためには「信用金庫法」（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があるため、別紙1に定める本投資法人における資産運用の対象に、信用金庫法に定める出資を追加するものであります（変更案別紙1 資産運用の対象及び方針「資産運用の対象」）。
- (3) 本投資法人の投資対象については、その主たる用途を賃貸住宅とすることを規定しておりますが、今後、より機動的な投資及び運用に資するべく、間取り、専有面積等により区別される住戸タイプの詳細については、資産運用会社の内規でその定義を規定することとするほか、近年における賃貸住宅の運営形態、呼称の多様化等に対応すべく、賃貸住宅というカテゴリーにおける詳細な用途を例示的に列挙することとし、その他、語句の明確化等の変更を行うものであります（変更案別紙1 資産運用の対象及び方針「投資態度」）。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～4. (記載省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条 (招集)</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p><u>5. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>6. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。)で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の対象 本投資法人は、上記資産運用の基本方針に従い、下記の不動産等及び不動産対応証券に投資する。</p> <p>1. ～3. (記載省略)</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資に当たり、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～ (6) (記載省略) (新設)</p> <p>(7) 上記(1)から(6)までに掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>投資態度</p> <p>(1) 本投資法人が不動産(信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。)へ投資するに際しては、主たる用途を賃貸住宅(複数の不動産が一体として開発された場合又は一体として利用されている場合において、その主たる用途が賃貸住宅の場合を含む。以下同じ。)とし、その主たる投資地域を東京23区、首都圏(23区を除く東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。)並びに政令指定都市及びこれに準ずる都市とする。</p> <p><u>(2) 本投資法人が投資を行う賃貸住宅の住居タイプは、シングル・タイプ、コンパクト・タイプ、ファミリー・タイプ及びラージ・タイプとする。また、本投資法人は、ドミトリー・タイプにも投資することができる。</u></p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p>	<p>別紙1 資産運用の対象及び方針 資産運用の対象 本投資法人は、上記資産運用の基本方針に従い、下記の不動産等及び不動産対応証券に投資する。</p> <p>1. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. 本投資法人は、不動産等への投資に当たり、必要がある場合には以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1) ～ (6) (現行どおり)</p> <p><u>(7) 信用金庫法(昭和26年法律第238号。その後の改正を含む。)に定める出資</u></p> <p>(8) 上記(1)から(7)までに掲げる資産のほか、不動産等又は不動産対応証券の投資に付随して取得が必要又は有用となるその他の権利</p> <p>投資態度</p> <p>(1) 本投資法人が不動産(信託受益権に投資する場合の主たる信託財産である不動産も含む。以下同じ。)へ投資するに際しては、主たる用途を賃貸住宅(複数の用途の不動産が一体として開発された場合又は一体として利用されている場合において、その主たる用途が賃貸住宅であるもの及び運営型賃貸住宅(オペレーターにより、一般的な賃貸住宅とは異なる運営を行う物件をいい、サービス・アパートメント、社会人及び学生向けの寮、高齢者向け住宅等をその用途とするものをいう。)を含む。以下同じ。)とし、その主たる投資地域を東京23区、首都圏(23区を除く東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県をいう。)並びに政令指定都市及びこれに準ずる都市とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(2)～(4) (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員樋口達は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて執行役員の選任をお願いするものであります。

本議案における執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人の規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、2023年10月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、本議案は、2023年9月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
ひぐちわたる 樋口達 (1970年10月30日)	1993年10月 会計士補登録
	1993年10月 監査法人トーマツ入所
	1997年4月 公認会計士登録
	2001年4月 司法研修所
	2002年10月 弁護士登録
	2002年10月 成和共同法律事務所入所
	2007年10月 同 パートナー
	2016年6月 丸紅建材リース株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)
	2018年10月 大手門法律会計事務所 代表パートナー (現任)
	2019年6月 オルガノ株式会社 社外監査役 (現任)
	2019年10月 本投資法人 執行役員 (現任)
	2022年3月 公益社団法人日本プロゴルフ協会 監事 (現任)

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月26日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠執行役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の規約第18条第3項本文の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとなります。

なお、本議案は、2023年9月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主要略歴
く どう いさお 工 藤 勲 (1971年11月19日)	1994年4月 株式会社ケン・コーポレーション入社 2006年7月 パシフィック・インベストメント・アドバイザーズ株式会社入社 2019年4月 ADインベストメント・マネジメント株式会社(現 伊藤忠リート・マネジメント株式会社) 取締役第一資産事業本部長 2022年6月 同 執行役員 住宅事業本部担当 住宅事業本部長(現任)

- ・上記補欠執行役員候補者が保有する本投資法人の投資口数は、2023年9月12日現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している伊藤忠リート・マネジメント株式会社の役員持投資口会における持分投資口として、4口分相当(1口未満切り捨て)を保有しております。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している伊藤忠リート・マネジメント株式会社の執行役員を兼任しております。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員大庭四志次及び小林覚は、本投資主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監督体制のさらなる充実及び強化を図ることを目的として、本投資法人の監督役員の員数を1名増員し、監督役員3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人の規約第18条第2項第一文但書の定めに基づき、2023年10月26日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主要略歴
1	おおば よしつぐ 大庭 四志次 (1953年10月7日)	1975年11月 等松青木監査法人入所 1990年6月 監査法人トーマツ パートナー 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ 品質管理本部長 2010年11月 同 経営会議メンバー 2016年6月 三菱自動車工業株式会社 監査役 2017年10月 本投資法人 監督役員(現任) 2019年6月 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
2	こばやし さとる 小林 覚 (1956年12月14日)	1982年11月 司法試験合格 1985年4月 弁護士登録 2005年10月 小林覚法律事務所(現 エスペランサ法律事務所) 開設 同 所長(現任) 2013年1月 株式会社高會堂六本木 監査役 2014年6月 公益財団法人日弁連交通事故相談センター 常務理事 2015年6月 一般財団法人自動車情報活用促進協会(現 公益財団法人自動車情報活用促進協会) 理事(現任) 2015年6月 一般財団法人日本デザインナンバー財団(現 公益財団法人日本デザインナンバー財団) 評議員(現任) 2018年4月 公益財団法人日弁連交通事故相談センター 理事 2018年6月 同 副理事長(現任) 2019年10月 本投資法人 監督役員(現任) 2023年6月 公益財団法人交通遺児等育成基金 理事(現任)
3	かな やま あい こ 金山 藍子 (1978年12月17日)	2005年10月 弁護士登録 2005年10月 森・濱田松本法律事務所入所 2010年4月 国土交通省 土地・建設産業局不動産市場整備課、自動車局旅客課、航空局国際航空課、住宅局総務課国際室 2014年5月 カリフォルニア大学バークレー校ロースクール(LL.M.) 修了 2018年10月 グーグル合同会社 公共政策部長(競争・プライバシー担当) 2019年1月 三浦法律事務所入所 パートナー弁護士(現任) 2020年12月 株式会社デジタルリフト 社外取締役(現任) 2021年6月 株式会社フォスターネット 社外取締役(現任) 2021年9月 第二東京弁護士会 住宅紛争審査会紛争処理委員(現任) 2022年3月 株式会社フージャースリートアドバイザーズ コンプライアンス委員(現任) 2022年3月 株式会社ドリーム・アーツ 社外取締役(現任) 2022年4月 経済産業省 スタートアップ新市場創出タスクフォース構成員(現任) 2022年6月 国土交通省 総合政策局デジタル・アドバイザー(法務)(現任) 2022年11月 同 中央建設工事紛争審査会特別委員(現任) 2023年3月 フォルクスワーゲングループジャパン株式会社 監査役(現任)

- ・上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者のうち大庭四志次は、本投資法人の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに在籍しておりましたが、本投資法人の監査業務に関与したことはなく、2016年6月に当該監査法人を退職してからすでに7年が経過していることから、本投資法人の執行役員の職務の執行を独立した客観的な立場から監督できるものと判断しております。
- ・上記監督役員候補者のうち金山藍子は、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は玉村藍子となっております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち大庭四志次及び小林覚は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち金山藍子は、本議案により監督役員の選任が承認された場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年10月26日付で、補欠監督役員1名の選任をお願いするものであります。

本議案において、補欠監督役員1名の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の規約第18条第3項本文の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとなります。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴
やま うち ひろ みつ 山内 宏光 (1971年5月3日)	2001年10月 弁護士登録 2008年3月 成和明哲法律事務所入所 2009年4月 同 パートナー 2016年6月 明治安田アセットマネジメント株式会社 社外監査役 2016年6月 明治安田損害保険株式会社 社外監査役 (現任) 2018年6月 明治安田アセットマネジメント株式会社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2018年9月 奥・片山・佐藤法律事務所入所 パートナー (現任)

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資法人の投資口を保有しておりません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しております。

参考事項

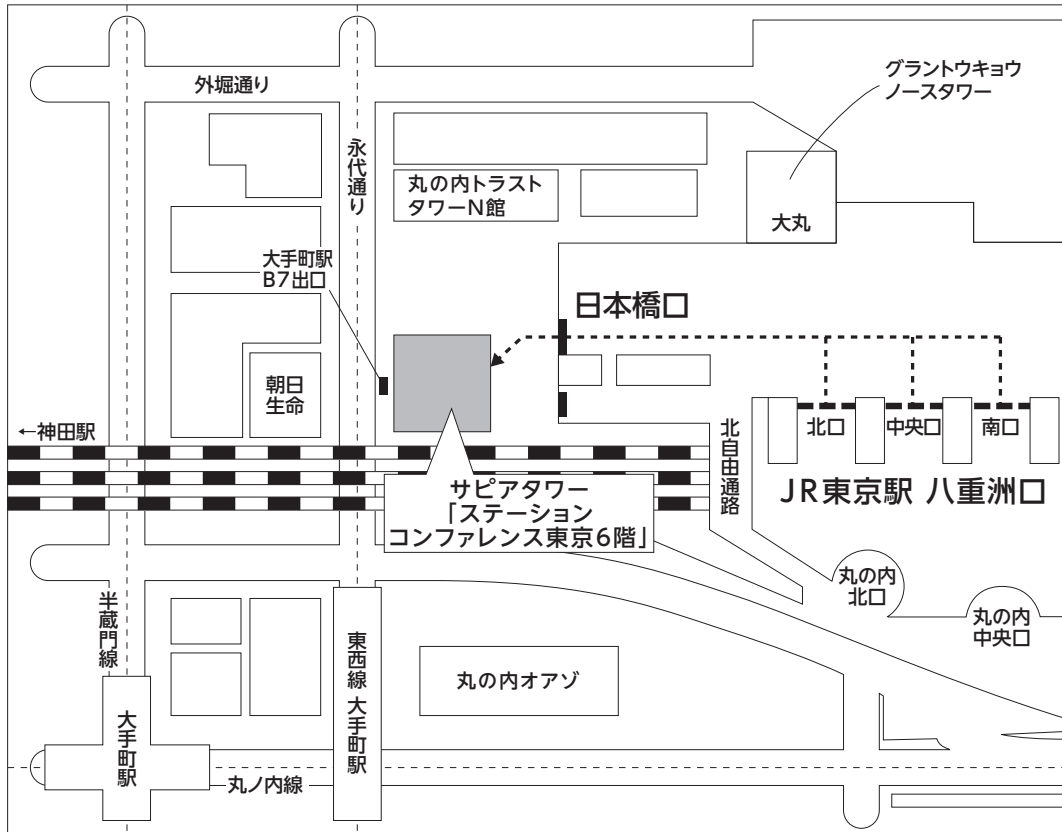
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

また、本投資法人の規約第14条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、本投資法人の規約第14条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、投資主総会に提出されることについて本投資法人のウェブサイトにおいて公表した2023年9月12日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2023年9月12日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.adr-reit.com>) に掲載いたします。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

